

市民の皆様にお詫び申し上げます

市民の皆様、皆様にお詫びを申し上げなければいけない事案があります。広報せんぼく紙面で、まず謝罪をさせていただきます。

事案とは、平成 15 年度及び平成 16 年度に旧角館町の国民健康保険会計で行われた不適切な事務処理です。そのために国民健康保険普通調整交付金を国に返還しなければならない事態が生じました。もちろん事案の解決は交付金の返還に留まるものではありません。会計システムの適正管理から、全市役所職員の法令遵守観、行政モラルなどの意識改革にも及ぶことから、徹底した調査と検証、改善を行う覚悟です。

はじめに、国民健康保険普通調整交付金の返還に至るまでの経緯を説明します。問題点を指摘したのは会計検査院（国や政府関係機関の決算、独立行政法人等の会計、国が補助金等の財政援助を与えている地方公共団体の会計などの検査を行う独立機関）です。平成 20 年 11 月 17 日、仙北市で行われた会計実地検査において、旧角館町の国民健康保険税の調定額が根拠なく減額されている事例が見受けられるとの指摘を受けました。

その後、会計検査院の追加調査、市の独自調査（全ての関係諸帳簿との突き合わせ、当時の関係職員に対する聴き取り調査）などを行ってきましたが、調定額が減額された原因についての解明には至らず、会計検査院に対し、明確な根拠を示すことができませんでした。

根拠を示すことができなかった部分については、調定額の減額が行われなかったものとして収納率を算出し、国民健康保険普通調整交付金の再算定を行うこととなります。国民健康保険普通調整交付金は、被保険者数に応じて定められた収納率を下回った場合、その割合に応じて翌年度の交付額が減額されます。

旧角館町では収納率が 93% を下回った場合、国民健康保険普通調整交付金の額が 5% 減額されることになっていました。再算定の結果、平成 15 年度及び平成 16 年度の収納率が 93% を下回ることから、平成 16 年度及び平成 17 年度の交付額がそれぞれ 5% ずつ減額されます。返還額は、2 カ年分の 15,590,000 円、さらに受領の日から納付の日（平成 22 年 3 月 15 日）までの日数に応じ、年 10.95% の割合で計算した加算金の 7,528,307 円を加え、総額で 23,118,307 円となります。

交付金の返還相手先は厚生労働省です。同省からの通知にある返還理由は「国民健康保険税の調定額を減額すべき根拠がないのに減額し、善良なる管理者の注意をもって交付金の算定が行われていない」でした。市も調定額の減額根拠がない以上、国民健康保険普通調整交付金の減額を免れていたものと捉えられてもやむを得ない不適切な事務処理だと判断しました。

国民健康保険普通調整交付金は同会計で収支がなされていて、私的流用はありません。しかし書類の一部紛失などから、作為的だったと受け止められても仕方がない疑念が残り、市民と市役所の信頼関係が崩れそうな大変危うい事態と言えます。

会計検査院の調査は引き続き行われていますが、市役所自らが公正な行政体を目指して自己浄化を進める必要があります。そこで顧問弁護士などの指導をいただき、先ごろ市独自の調査委員会を立ち上げました。今後、職員からの聴き取りの拡大や外部関係機関などとの連携で真相の究明を急ぎます。

重ねてお詫びを申し上げます。本事案の重大性を深く自覚し、市民の皆様や国民健康保険の被保険者の信頼回復に努めながら、綱紀粛正と適正事務の遂行に全力を傾注します。